

令和4年3月24日

川西市議会議長

久保義孝様

総務生活常任委員長

磯部裕子

### 委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日 令和4年3月2日）

1. 議案第1号 川西市低炭素型複合施設整備に伴うPFI事業に係る事業契約の変更に  
ついて

議案の概要

本案は、川西市低炭素型複合施設整備に伴うPFI事業に係る事業契約について、契約金額を98億6551万2055円から4489万1990円増額し、99億1040万4045円に変更するにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 総合医療センターの開設に合わせた周辺駐車場の再編整備に伴い、維持管理費を4489万1990円増額しようとしているが、駐車台数をはじめ駐車場の変更点について伺いたい。

答 駐車場の台数は北駐車場においては88台で変更はなく、西駐車場においては、歩行者用スロープが設置されることに伴い、1台減の219台となる見込みである。また、新たに45台駐車可能な東駐車場を整備する予定である。

問 今回の変更内容として、満空灯の設置や維持管理業務に係る経費を追加計上されていることから、維持管理業務の具体的な内容について伺いたい。また、今後さらにこれらの経費が追加される見込みはあるのか。

答 維持管理業務の内容としては、例えば、今回西駐車場に整備される歩行者用スロープに関しては、構造物に対しての日々の維持管理に加え、今後発生する故障などの不測の事態が起こった場合の工事費などを想定しており、これらの費用は今回の増額分で賄える見込みである。

問 総合医療センターを利用する際には、周辺の西・北・東駐車場やその他の駐車場を利用することが想定されており、特に西駐車場については、平日午前の時間帯は病院利用者の優先駐車場と位置づけられる予定であるが、今後、専用駐車場を設ける考えはないのか伺いたい。

答 現在のところ、専用駐車場を設ける考えはないが、対策を講じなければ平日の午前中に駐車場が満車となる可能性は大いにあると考えられるため、特に西駐車場は病院利用者の優先駐車場であることの掲示や入り口に警備員を配置するなど、できる限り優先利用とする協力を仰いでいきたい。

<p>問 今回、総合医療センターの建設に伴う駐車場の再編整備で、P F I 事業に係る事業契約を変更しようとしているが、今後、このP F I 事業についてさらに支出を伴う事業契約の変更を危惧するが、市の見解を伺いたい。</p> <p>答 まちの発展に伴い、まちの形が変化することによってP F I 事業のエリアを見直すことも必要であるとする。今回は当初の契約にはなかった駐車場の再編整備を行うに当たり、事業者と協議の上、契約変更に至ったものであり、今後も必要に応じて事業者と協議しながら進めていきたい。</p>
<p>特記事項</p> <p>配付資料あり（1 P F I 事業に係る周辺駐車場の再編 ほか）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

## 2. 議案第5号 川西市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、川西市財政健全化条例第8条第1項の規定に基づき、手数料の見直しを行い、令和5年4月1日から、23種の手数料について1.5倍を上限に改定するほか、改葬許可手数料を新設するため、条例の一部を改正しようとするもの</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 今回改定されることとなった手数料の選定理由と、改定の上限を現行料金の1.5倍とした根拠について伺いたい。</p> <p>答 今回の財政健全化条例に基づく見直しにおいては、法令や県の条例、他市との協定などで金額があらかじめ設定されているものは対象外としている。それ以外の23種の手数料について、それぞれ事務処理に係るコスト計算を行い、23種を改定しようとするもので、1.5倍を上限とするについては、他市の規定を参考にした行財政改革審議会の答申をもとに、激変緩和の観点から設定したものである。</p> <p>なお、今回の手数料改定の内容は、広報紙や市ホームページで周知することとしている。</p> <p>問 今定例会に提出されている使用料の改定に係る各議案においては、付則に4年ごとの見直し条項が置かれている一方で、手数料の改定に係る本議案では見直し条項を置いていない。財政健全化条例の規定からすると、使用料及び手数料は同様に取り扱うことが適切だと考えるが、規定に違いがある理由を伺いたい。</p> <p>答 一般的な条例の形式では、見直し条項を置くことはなく、今回の各使用料に関する条例の規定は例外的なもので、これは今回の使用料の料金設定がコロナ禍による</p>

配慮も含んだ時限的なものであることを明確にする必要があったことによるものである。しかしながら、「川西市使用料、手数料及び負担金等の算定、見直しに関する基準」においては、見直し期間を原則４年ごととする旨が明記されているため、実質的にはいずれも４年ごとに見直しを図ることとなる。

なお、見直しの期間については、行財政改革審議会において、公の施設の活用方法は総合計画の施策展開と整合させるべきとの意見があったこと、また、第６次総合計画は首長の任期に合わせ、前期４年、後期４年の８年を計画期間とする予定であることから、４年という期間を設定したものである。

問 今回の見直しによる影響額を伺いたい。また、今後の見直しにおいて、減額の改定がなされるということも考えられるのか伺いたい。

答 影響額については、現在の手数料全体の収入額に対し、おおむね２００万円程度の増額を見込んでいる。

また、今回の見直しは、基本的にサービス提供にかかったコストを受益者に負担していただくという観点で行うものであり、値上げをすることで財源を生み出すことを目的とするものではなく、今回の見直しに伴う各手数料の算定においても、コストに満たないものがあり、それらについては据え置くこととしている。

問 提出資料によると、死獣処理手数料に関して、成犬と子犬等で料金が異なっていることから、その理由を伺いたい。加えて、市民からすると、成犬と子犬等の区別が理解されにくいいため、今後、区分を変更する考えはないか。

答 死獣処理手数料については、成犬における手数料の事務処理に係るコスト計算を行った結果、１１１．１％増の２０００円と改定する一方で、子犬等の手数料も同様のコストが必要となるものの、上限を１．５倍としているため１８００円の手数料としている。成犬と子犬等の区別に関しては周知方法を工夫するとともに、次期の見直しに向けてよりわかりやすい体系となるよう検討していきたい。

#### 特記事項

配付資料あり（改正しようとする手数料一覧）

審査結果 原案可決（賛成多数）

### ３．議案第６号 川西市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議案の概要

本案は、川西市財政健全化条例第８条第１項の規定に基づき、使用料の見直しを行い、

令和5年4月1日から、各館の各室に係る使用料を1.2倍を上限に改定するとともに、施設予約システムの導入に当たり使用料単価を明確にするため、条例の一部を改正しようとするもの。

#### 質疑の概要

問 今回の条例改正で使用料が現行料金の1.2倍を上限に改定されることによる影響額と、これまでの減額・免除規定の変更の有無について伺いたい。

答 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度実績から算出した令和3年度当初予算額で考えると、通常160万円ほどの使用料収入があるが、今回は改定率が全て1.2倍のため、その20%増しの32万円ほどの収入増を見込んでいる。また、本改正による減免規定等についての変更はない。

問 今回の使用料の値上げにより、施設設備が改善されるなど利用者の利便性を向上させる予定はあるのか。

また、令和元年の行財政改革審議会の資料によると、いずれのコミュニティセンターも稼働率が5割を切っている状況であるが、稼働率を上げるための工夫について伺いたい。

答 コミュニティセンターの施設整備を改善するという具体的な予定は現在のところ持ち合わせていないが、施設のオンライン予約・決済システムやキャッシュレス決済の導入など、利便性を向上させることで利用者の増加を期待している。また、現在は認めていない営利目的での利用についても今後検討していきたい。

#### 特記事項

配付資料あり（川西市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和62年川西市条例第8号）新旧対照表）

審査結果 原案可決（賛成多数）

#### 4. 議案第7号 川西市市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議案の概要

本案は、川西市財政健全化条例第8条第1項の規定に基づき、使用料の見直しを行い、令和5年4月1日から、各室に係る使用料を1.2倍を上限に改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

#### 質疑の概要

問 コミュニティセンター同様、市民活動センターについても稼働率が5割に満たないという状況がある。施設の設置目的からすれば市民がより活動しやすいような仕

組みづくりが必要であり、例えば時間帯や利用者に応じて、特に子供や学生に対しては使用料の減免を行うなどの工夫が可能と考えるが、稼働率向上のための取り組みに対する市の考えを伺いたい。

答 全体を通しての稼働率は5割に満たないが、平日の日中など時間帯によっては5割を超えることもある。一方で、夜間などの稼働率が極端に低いため、そうした時間帯の活用方法について検討していく必要があると考えている。

また、料金設定については、例えば稼働率の低い時間帯は減免するといったことが考えられるが、現在のところ検討するに至っていない。

**特記事項**

配付資料あり（川西市市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成14年川西市条例第5号）新旧対照表）

**審査結果** 原案可決（賛成多数）

5．議案第8号 川西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

本案は、企業職員の管理職における給与体系の適正化の観点から、平成10年度から凍結していた企業職員の管理職に対する管理職員特別勤務手当の支給を再開するため、条例の一部を改正しようとするもの。

**質疑の概要**

問 今回の改正は、昨年12月議会において提出された議案第59号 川西市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正と同じく、管理職特別勤務手当に係る規定を改定しようとするものであるため、同時期に提案することも可能だったのではないかと考えるが、本案の提出が今期となった理由を伺いたい。

答 例年12月に行う給与条例の改正に係る内容は企業職員も全て準用する形をとっているが、今回の管理職員特別勤務手当の凍結については附則において規定されており、その部分の改正に漏れがあったことは事実である。これら2議案は同時期に提出することが適正な取り扱いであったと考えており、この点は反省すべきところであると認識している。

**特記事項** なし

**審査結果** 原案可決（全員賛成）

6．議案第9号 川西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、市職員における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、妊娠・出産等に係る申し出があった際の措置等を規定するほか、非常勤職員に係る育児休業の取得要件を緩和するための規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 非常勤職員について、これまでは1年以上の在職期間を育児休業や部分休業の取得要件としていたが、その要件が今回の改正で廃止されることにより、取得者の増加が見込まれる。その際の代替職員の配置等の対応方法について伺いたい。

答 育児休業・部分休業取得中の職員の補充については、原則、業務を整理した上で会計年度任用職員を採用することで対応している。しかしながら、業務内容によっては対応できない場合もあり、そうした際には一時的な他部署からの応援や、年度途中の職員採用等も行っているところである。今後も育児休業等取得者は増加が見込まれるため、さまざまな方法により柔軟に対応していきたい。

問 組織として業務をスムーズに進めるため、今回のような改正内容については、当事者だけでなく、管理職も制度内容を十分把握しておく必要があると考えるが、職員への周知方法について伺いたい。

答 以前から制度周知のために作成したパンフレットを新規採用時等に配付しており、現在、今回の改正に合わせた改訂作業を進めているところである。また、管理職に対しては、今後機会を捉えて研修などで説明をしていきたいと考えている。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

7．議案第10号 川西市個人情報保護条例及び川西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定に伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 国の方向性として、これまでは民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、また地方公共団体といった個人情報保護制度を実施する主体によって適用される法

令が分かれていたものを、今後は個人情報の保護に関する法律に一元化していくとのことであるが、それにより市が保有する情報に対するリスク管理等に影響はあるのか伺いたい。

答 このたびのデジタル社会形成整備法では、現在の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されるとともに、地方公共団体も含めた全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなる。しかしながら、地方公共団体に関する規定は、同法の公布日である令和3年5月19日から起算して2年を超えない範囲内で施行することとなっており、令和4年4月1日時点では市の個人情報保護条例も有効であり、実質的な取り扱いに変更はないものと考えている。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

## 8．議案第11号 川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 議案の概要

本案は、川西市財政健全化条例第8条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日からの使用料の見直しを図るとともに、アステギャラリーの利用促進を目的に時間単位での使用を可能とするため、条例の一部を改正しようとするもの。

### 質疑の概要

問 アステギャラリーについて、他の貸し室と同様に時間単位に係る使用料区分が新設されるほか、物品の販売等の営利を目的とした使用も可能とすることで利用促進を図るとのことだが、例えばカフェなどの飲食を伴う利用も想定されているのか。

また、稼働率向上のためには、子供や学生等を含む幅広い世代の方々に文化活動などで利用してもらえるような取り組みを広げていくべきだと考えるが、市の考えを伺いたい。

答 今回の改正により、アステギャラリーにおいても営利を目的とした利用が可能となるが、飲食に関しては、現在新型コロナウイルス感染予防の観点から利用者に控えていただいている状況である。今後、各室での飲食等が再開できた際には同様に飲食可とする考えである。

また、学生など幅広い方々に利用していただけるよう、使用の範囲について美術に関するものという制限を改め、今後は他の貸し室と同様に文化的な活動での利用も可能とする改正もあわせて行うものである。

特記事項



配付資料あり（川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例（平成 25 年川西市条例第 22 号）新旧対照表）

審査結果 原案可決（賛成多数）

9．議案第 12 号 川西市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、川西市財政健全化条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 1 日からの使用料の見直しを行い、規律ある財政運営に資するため、各室に係る使用料を 1.2 倍を上限に改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要 なし

特記事項

配付資料あり（川西市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成 14 年川西市条例第 15 号）新旧対照表）

審査結果 原案可決（賛成多数）

10．議案第 13 号 川西市総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、川西市財政健全化条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、使用料の見直しを図り、令和 5 年 4 月 1 日から、総合センターの目的に沿った活動を行う登録団体が使用する場合の各室の使用料を 1.2 倍を上限に改定するとともに、その他の場合における使用料を新たに設定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 総合センターの設置目的に沿った活動を行う登録団体における使用と一般の使用を明確にするため、今回新たに「その他の場合」における各室の使用料が設定され、その料金は登録団体の使用料の 2 倍となっている。同様に登録団体の使用料の減免を行っている他の施設に比べ金額差が大きいように感じるが、このような料金設定とした理由を伺いたい。

答 今回の見直しに伴う使用料の算定に当たっては、「川西市使用料、手数料及び負担金等の算定、見直しに関する基準」に基づき、受益者負担割合を登録団体は 50%、目的外使用の場合は 100%としており、その結果、今回の料金設定となったものである。

特記事項

配付資料あり（川西市総合センターの設置及び管理に関する条例（昭和55年川西市条例第26号）新旧対照表）

審査結果 原案可決（賛成多数）

11．議案第14号 川西市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、川西市財政健全化条例第8条第1項の規定に基づき、使用料の見直しを行い、令和5年4月1日から、東久代運動公園に係る各区分の使用料を1.2倍を上限に改定するとともに、使用者が入場料を徴収する際に適用する使用料などの改定するため、条例の一部を改正をしようとするもの。

質疑の概要

問 今回の改定では市民以外の方の使用料が大幅な値上げとなるため、利用者の市内・市外の区分をより明確にする必要があると考えるが、市内・市外利用者の割合はどのような傾向にあるのか伺いたい。

答 伊丹市、宝塚市、三田市及び猪名川町の方については「市民以外の者」から除き、川西市民と同等の扱いをするということになっているため、実際には「市民以外の者」の利用はほとんどないと理解しており、他の施設と取り扱いを合わせるために、今回このような規定を設けたものである。

特記事項

配付資料あり（川西市都市公園条例（昭和48年川西市条例第48号）新旧対照表）

審査結果 原案可決（賛成多数）

12．議案第15号 川西市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、川西市財政健全化条例第8条第1項の規定に基づき、使用料の見直しを行い、令和5年4月1日から、市民運動場、市民体育館、総合体育館、弓道場及び市民温水プールに係る各区分の使用料を1.2倍を上限に改定するとともに、市民体育館等の個人使用に係る年齢区分の変更などを行うため、条例の一部を改正をしようとするもの。

質疑の概要

問 今回、市民体育館等の個人使用に係る年齢区分を「高校生以上・中学生以下」から「18歳を超えるもの・18歳以下」に改めるとのことだが、使用料を半額とする対象者を高校生以下の年齢とし、大学生の年齢を対象としなかった理由について

伺いたい。

答 年齢による料金設定については、令和3年に行った「使用料の見直しに関するアンケート」において、一定の割引を行う対象者として「中学生以下」が適当であると考えている方が最も多いという結果となったものの、今回は一般的に高校生が該当する18歳まで対象を拡大していこうという判断をしたものである。

特記事項

配付資料あり(川西市社会体育施設条例(昭和59年川西市条例第8号)新旧対照表)

審査結果 原案可決(賛成多数)

### 13. 議案第16号 川西市知明湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、川西市財政健全化条例第8条第1項の規定に基づき、使用料の見直しを行い、令和5年4月1日から、施設使用料を1.2倍を上限に改定するとともに、使用料の年齢区分を変更するため、条例の一部を改正をしようとするもの。

質疑の概要

問 これまで当該キャンプ場利用者の市内・市外在住者の割合はおよそ1:2で推移していると認識しているが、コロナ禍でキャンプ場の需要が高まる中においても同様の傾向であるのか伺いたい。

答 コロナ禍においてキャンプ場の人気が高まっている影響もあり、今年度においては市外の利用者がかかなり多く、比率としても増加している状況である。

特記事項

配付資料あり(川西市知明湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例(昭和60年条例第3号)新旧対照表)

審査結果 原案可決(賛成多数)

### 14. 議案第17号 川西市芸術・文化施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、川西市財政健全化条例第8条第1項の規定に基づき、使用料の見直しを行い、規律ある財政運営に資するため、令和5年4月1日から、キセラホール及びみつなかホールに係る各区分の使用料を1.2倍を上限に改定するとともに、割増使用料を徴収する場合の入場料等の下限の金額を改定するため、条例の一部を改正をしようとするもの。

質疑の概要

問 みつなかホールの第1・第2スタジオは午前・午後・夜間などといった使用区分になっているが、利用促進の観点からいえば、キセラホールの多目的スタジオと同様に1区分50分などの時間単位で利用できるようにする必要があると考える。そこで、今回の見直しにおいて使用区分に変更がなかった理由を伺いたい。

答 みつなかホールの場合、ホールと一体的に利用することなどを勘案して従前どおりとした経過があるが、さまざまなご意見もあるため、今後どのような形にするか検討していきたい。

特記事項

配付資料あり（川西市芸術・文化施設条例（平成7年川西市条例第26号）新旧対照表）

審査結果 原案可決（賛成多数）

15．議案第18号 川西市立ギャラリーかわにしの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、川西市財政健全化条例第8条第1項の規定に基づき、使用料の見直しを行い、令和5年4月1日から、使用者が入場料等を徴収する際に適用する使用料、及び本市の区域内に住所を有しない者が使用する場合の使用料等を設定するため、条例の一部を改正をしようとするもの。

質疑の概要

問 今回の改定において、本市の区域内に住所を有する者の使用料に変更がないのはなぜか。また、利用者のうち市内・市外在住者の内訳を伺いたい。

答 このたびの使用料の見直しでは、市として統一的な計算方法でコストを算出しており、その結果、改定率が100%となったことにより、変更がないものである。

また、令和元年度の年間利用者72人のうち、市内在住者が69人、市外が3人となっており、利用者のほとんどが市内在住者である。

特記事項

配付資料あり（川西市立ギャラリーかわにしの設置及び管理に関する条例（平成9年川西市条例第7号）新旧対照表）

審査結果 原案可決（全員賛成）

16. 議案第19号 川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、川西市財政健全化条例第8条第1項の規定に基づき、使用料の見直しを行い、令和5年4月1日から、共用会議室に係る使用料を1.2倍を上限に改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 当該プラザが平成30年にオープンして間もない中、新型コロナウイルスが発生し、それからおよそ2年が経過するが、令和3年度の利用状況は回復傾向にあるのか伺いたい。</p> <p>答 緊急事態宣言期間中は閉館するなど、この3年間ほどは稼働率が大きく伸びる状況にはなく、貸し館業務としてはいまだコロナの影響を受けている。</p>
<p>特記事項</p> <p>配付資料あり（川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例（平成29年川西市条例第29号）新旧対照表）</p>
<p>審査結果 原案可決（賛成多数）</p>

17. 議案第20号 川西市黒川里山センターの設置及び管理に関する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、川西市黒川里山センターを設置するに当たり、新たに条例を制定するとともに、川西市黒川公民館を廃止するため、付則において川西市公民館条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 今回、付則において川西市公民館条例の一部改正を行い、黒川公民館を廃止しようとしているが、その内容について本議案とは別の議案とされなかった理由と、このタイミングで廃止する目的を伺いたい。</p> <p>答 新しく黒川里山センターを整備するに当たっては、地元から要望のあった避難所機能を有し、黒川地区の里山を保全するためのセンターとすることとあわせて、現在公民館として使用している黒川小学校をどうしていくかという課題もあり、今回はセンターの整備と同時に、公民館としての機能を同センターに吸収するという前提で進めてきたことから、このような形での改正となった。</p> <p>答 同センターの整備予定地は、黒川公民館のそばに立地していることから、それら</p>

を一体的に管理するほうが合理的であり、市民の利益にかなうという認識のもと、このような提案をしたものである。

問 黒川里山センターの開設に伴い、同センターに公民館機能が移行されるとのことだが、これまで社会教育法に則り黒川公民館が果たしてきた役割はすべて引き継がれるのか。

また、同センターは指定管理者による運営を目指していると認識しているが、避難所はどのように運営するのか伺いたい。

答 これまでの公民館の機能をすべて新たなセンターで賄えるかどうかについては、これから指定管理者と協議をしながら進めていく部分ではあるが、少なくとも登録団体の活動や里山体験学習など公民館で従前から行っていた活動については、センターの運営の中に可能な限り落とし込んでいきたいと考えている。

なお、避難所の運営については、市の責任において、市が行うものであると認識している。

問 このセンターを指定管理者が管理を行う場合の利用料金の考え方のほか、不測の事態により避難所として活用すると利用料を収納できなくなることから、その取り扱いについて伺いたい。

答 指定管理者が利用料金制度を採用するか否かによって考え方がかわってくるが、同制度を導入した場合は、市の行為によって施設利用料が見込めないことから、一定の補填措置を講じることの可否について協定でうたっていくことになる。また、どのような事業を展開するのかといった面についても仕様書に明記するほか、指定管理者の提案も聴取しながら進めていきたいと考える。

#### 特記事項

配付資料あり（川西市黒川里山センターの貸室及び使用料）

審査結果 原案可決（賛成多数）

### 18．議案第21号 川西市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議案の概要

本案は、川西市財政健全化条例の規定に基づき、使用料の見直しを図り、令和5年4月1日から、火葬場の使用に係る動物の区分の使用料を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

#### 質疑の概要

問 今回の斎場使用料の見直しは火葬場の動物の区分のみとなっているが、従来に比べ1.2倍の値上げとなった理由や算定に当たったコストの計算方法、また、値上げに伴うサービス内容の変更の有無について伺いたい。

答 今回の料金改定は財政健全化条例の規定に基づく統一的な見直しに伴って行うものである。コスト計算に当たっては、人件費、物件費、減価償却費などの理論上の数値をもとに経費を算出した上で、実際には持ち込まれた動物をまとめて火葬していることから、1回の火葬の限度数を10体として使用料を3758円と積算している。しかしながら、他の施設の使用料と同様に1.2倍を上限とするため、2160円に改定しようとするものである。

また、現在のところ、新たなサービスの付加などを行う予定はない。

#### 特記事項

配付資料あり（川西市斎場の設置及び管理に関する条例（昭和58年3月31日条例第9号）新旧対照表）

審査結果 原案可決（賛成多数）

### 19. 議案第22号 川西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議案の概要

本案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の制定に伴い、年金担保貸付制度が廃止されたため、条例の一部を改正しようとするもの。

#### 質疑の概要

問 今回、年金担保貸付制度が廃止されたが、今後、貸し付けを希望する場合に相談できる窓口はあるのか。

答 当該制度に代わる受け皿として、自立相談支援機関への相談事業が位置づけられている。これは専門家に相談し、さまざまな制度やサービスについて説明を受けた上で計画的に問題解決に向けた支援を行うというもので、生活困窮者に対し、ただ資金を貸し付けるというのではなく、より充実した支援を行えると考えている。

また、低所得者世帯や障害者世帯などの一定の審査要件を満たす場合には、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度を利用することもできる。

#### 特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

20. 議案第31号 令和3年度川西市一般会計補正予算(第12回)

議案の概要

第1表 歳入の全部。歳出第1款議会費。第2款総務費。第4款衛生費のうち第1項保健衛生費第6目上水道費、第2項環境衛生費及び第3項清掃費。第6款農林業費。第7款商工費。第8款土木費のうち第3項都市計画費第4目下水道費。第9款消防費。第12款、第1項公債費のうち第2目利子。

第2表 繰越明許費補正

第3表 債務負担行為補正

第4表 地方債補正

質疑の概要

第1表 歳入

第2款 地方譲与税

問 航空機燃料譲与税において、新型コロナウイルス感染症の影響により2億6000万円にも及ぶ減額補正がなされているが、その補填措置について伺いたい。

答 航空機燃料譲与税の減収分については、普通交付税の算定にかかる基準財政収入額に全額算入されることから、減収分については普通交付税で補填されることになっている。

第12款 地方交付税

問 今回の補正では、普通交付税が16億3988万7000円増額される一方で、臨時財政対策債が11億9506万1000円減額されようとしているが、その詳細について伺いたい。

答 国の補正予算により地方交付税総額が増額されており、中でも新たに基準財政需要額に臨時財政対策債償還基金費が創設され、本市にも約7億2000万円が普通交付税として追加されることとなった。これにあわせて、臨時財政対策債も減額措置を講じるものであり、この要素を含む地方交付税の増と臨時財政対策債の減を行うものである。

第18款 財産収入

問 財産貸付収入で、土地貸付収入を115万円減額する一方で建物貸付収入を242万3000円増額しているが、その詳細を伺いたい。

また、財産売り払い収入の詳細についてもあわせて伺いたい。

答 財産運用収入の補正の内訳は、当初予算では、駐輪場を運営する公益財団法人自



転車駐車場整備センターに対して、土地貸付6件で976万6000円の収入を計上していたものである。しかし、年度途中で精査した結果、土地については4件861万5240円で115万円の減額となり、新規で建物貸付1件242万3000円の増額となったものである。

答 財産売払収入の補正については、石道地区の市有地の売払いであり、内訳は面積約2000平方メートル、平米単価2万2500円となっている。

#### 第19款 寄附金

問 ふるさとづくり寄附金が、大幅に減額補正されているが、その要因について伺いたい。

答 ふるさと寄附金が大幅に減額となった理由は、昨年度、寄附額の約3分の2を占めるほど人気があった返礼品を製造する事業者が、他自治体に工場を建設して当該自治体でも同じ返礼品を出すようになり、返礼品目当ての寄附者が分散した結果減額となったと考えている。また、本市が利用しているふるさと納税ポータルサイト以外のポータルサイトが利用者数を伸ばしていることも影響していると考える。

#### 同 歳出

##### 第1款 議会費

質疑なし

##### 第2款 総務費

質疑なし

##### 第4款 衛生費

問 分別収集事業で、ごみステーションの位置情報のデジタルマッピング化業務委託に係る経費として454万3000円が増額補正されているが、その内容を伺いたい。

答 ごみステーションの位置情報のついては、現在、紙の住宅地図で市内約5000カ所のステーションを管理しているが、災害や職員のコロナ感染などにより収集体制が脆弱になった時に収集業務を維持できるよう、ステーションの位置情報をデジタル化しようとするものである。

##### 第6款 農林業費

質疑なし

第7款 商工費

問 イベント支援事業で、川西おもろ能の廃止に伴い272万6000円を減額補正されているが、当該イベントの今後の取り扱いなどについて伺いたい。

答 当該イベントの今後については未定であるが、長らくご協力いただいていた演者である金春流の金春穂高氏に挨拶に出向き、おもろ能を再開する時の協力を依頼したところ、同氏から快諾を得ている。

第8款 土木費

質疑なし

第9款 消防費

質疑なし

第12款 公債費

質疑なし

第2表 繰越明許費補正

質疑なし

第3表 債務負担行為補正

質疑なし

第4表 地方債補正

質疑なし

特記事項

配付資料あり(補正予算における、国補正予算(コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)に伴うもの)を活用して実施する事業)

審査結果 原案可決(全員賛成)

21. 議案第35号 令和3年度川西市用地先行取得事業特別会計補正予算(第1回)

議案の概要

用地購入費及び市債の減額、土地売却収入の減額に伴う減債基金への積立金の減額などにより、歳入歳出予算額をそれぞれ2億9390万3000円減額し6億5730万2000円にするとともに、地方債の限度額を2億1540万円から830万円に減額

しようとするもの。
<p>質疑の概要</p> <p>問 歳入歳出予算が大幅に減額されているが、その詳細について伺いたい。</p> <p>答 歳入については、市道3号の事業進捗により前年度に一般会計で買戻しを行ったことにより本年度の歳入予算が不要となったため減額補正を行うとともに、歳出については、見野線新設改良事業及び石道地内の市道284号道路の事業進捗により用地購入費を減額したことが主な要因である。</p>
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

22. 請願第1号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める請願書

<p>請願の趣旨</p> <p>沖縄県による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示したが、名護市辺野古において、現在もなお工事が強行され、さらには、その埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を使用することが予定されている。</p> <p>このような状況に対して、県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にするとともに、沖縄南部の土砂を基地建設に使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり認められるべきではないこと、普天間基地の代替施設についての国民的議論を行い、国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決することなどを求める意見書を国関係機関等に提出を求めるもの。</p>
特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり
審査結果 不採択（可否同数、委員長裁決）

23. 請願第2号 「国政選挙区の見直し」についての請願書

<p>請願の趣旨</p> <p>令和2年の国勢調査を反映した衆議院選挙区の「10増10減」見直し案が6月末までに内閣府から示される見通しである。現憲法制定時には想定されていなかった「一票の投票価値」なる概念が近年幅を利かしており、訴訟でも一票の価値の取り扱いについて異なる判決が出ている。しかし、衆議院選挙では、原理原則の厳格な適用が地方衰退を加速さ</p>
---

せており、参議院選挙でも、一部の県で合区となるなど、あえて言えば「一票の価値」なる概念はアベレージを重視した机上の論理である。我が国では、近世までに封建体制のもとで一定の分権が認められ、多様な地方文化が育ち、昭和のある時期まで地方ににぎわいがあり、多様な地方文化の発展は我が国の特色といえるものであるが、都市部だけではなく、このような地方にも配慮すべき選挙区の人数の決定は、幅広い裁量権を持った行政や立法府が主導すべきものであり、司法審査にはなじまないもののように思う。

そこで、国政選挙区の見直しについて、平成29年から兵庫5区と6区（衆議院選挙）に分断されている川西市の選挙区を1つにすることを含めて、市町村を分断する選挙区を設けないことと、都市部への集中、地方減退の元凶である「一票の格差」についての最高裁判決は弾力的に反映させることを求める意見書を、国会及び国関係機関等に提出を求めるもの。

特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり

審査結果 不採択（賛成なし）